

パブリックコメントの意見と対応

	意 見	対応案
<p>条 例 の 名 称</p>	<p>○ 条例の名称について、一般の県民から見ると、森林所有者や木材産業関係者のための条例のように見えてくるので、県民の心に響くような名称にしてはどうか。 (例えば「山・木・安守り条例」のような、一見、何だろうと気を寄せさせるようなものはどうか。)</p>	<p>○ 条例の名称は、一読して内容がわかるものとした方がよいので、現在の名称としております。 ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
<p>第 1 条 (目的)</p>	<p>○ 目的に、「県民福祉の向上に資すること」を加えてはどうか。</p>	<p>○ 木材に囲まれた環境は、県民に安らぎを与え、豊かな生活の実感につながるものであるため、ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>第 1 条 (中略)、もって県内の林業及び木材産業の振興を図り、<u>本県経済の活性化及び森林の有する多面的機能の持続的な発揮に資するとともに、県民生活の向上に寄与すること</u>を目的とする。</p>
<p>第 5 条 (市町との連携等)</p>	<p>○ 現在、多くの市町において森林整備や木材利用拡大への支援が行われており、県と市町が連携して取り組むことで相乗効果を高めていくことが重要と考える。 県が主体となる印象を受けるので、市町の自主性、独自性を重んじて、市町と一緒に取り組んでいくという趣旨を強調してはどうか。</p>	<p>○ ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>第 5 条 県は、前条第 1 項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、<u>市町が実施する木材の供給及び利用の促進に関する施策との整合を図るため、市町と情報交換を行う等緊密に連携するとともに、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。</u></p>

	意見	対応案
<p>第15条 (公共施設における県産木材の利用等)</p>	<p>○ 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づく国の基本方針では、国が整備する公共建築物については法令に基づく基準で制限されていない公共建築物は、「原則としてすべて木造化を図る」との積極的な目的が掲げられている。</p> <p>県や市町においては、「法令で制限があるものを除いて、全て木造化、木質化を図る」といった積極的な姿勢で県産木材の利用に取り組んでいただき、率先して民間施設への波及を促進していただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえて、次のとおり修正します。</p> <p>(公共施設における県産木材の利用等)</p> <p>第15条 県は、公共施設の整備に当たっては、県産木材の利用を促進するため、木造化又は木質化を積極的に推進するよう努めるものとする。</p> <p>2 県は、市町その他公共的団体等に対して、建築物等の木造化又は木質化を要請するとともに、<u>県産木材の利用が促進されるよう必要な支援に努めるものとする。</u></p>
<p>第16条 (森林資源の循環利用の確立)</p>	<p>○ 木材利用に、重きが置かれているように受け止められるが、供給すなわち循環・再生の視点についても触れた方が良いのではとも思う。</p> <p>また、戦後の同一樹木の一斉植林から、針・広葉樹の混交林、や複層林など山の多様性にも努めることが必要ではないかと思う。</p> <p>このため、 (第16条に) <u>多様な森林の保全・再生に努めることはもとより、</u>県産木材の生産から利用までの持続的な資源循環サイクルを確立し、と付け加えてはどうか。</p>	<p>○ 多様な森林の保全・再生に努めることは、森林の有する多面的な機能の向上のためなどに、重要な視点であると認識しています。</p> <p>○ この条例は、木材の供給と利用を促進するための内容を具体的に規定していますので、森林そのものの整備などに関する規定は、具体的には規定していません。</p> <p>○ ご指摘のありました混交林化や複層林化といった森林の整備に関する視点については、県が行う木材の供給の促進を図るための措置の「森林の有する多面的機能を向上させ、高度に発揮させるための森林の整備に関すること。」という内容に含まれていると考えていますので、森林資源の循環利用に関して規定している本条文は、現状のままとします。</p>